

# 令和3年第7回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年7月28日(水) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、3 岩崎真一、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、10 住谷行雄、11 滝沢和一
農地利用 最適化推進委員	5 長島忠夫、6 中村茂、7 本木利美、8 渡邊富二
【欠席委員】 農業委員	2 和久津一美、6 熊井茂夫、4 大野仁、5 加藤俊子
農地利用 最適化推進委員	1 新井敏夫、2 岸孝夫、3 齋藤進、4 渋谷安弘
【傍聴人】	1名
事務局長	只今より、令和3年第7回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち7名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、砂川委員にお願いします。
砂川委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。  (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 7番の倉持委員と、8番の白根委員にお願いします。
議長	これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、事務局から入室するよう伝えてください。  (傍聴人入室)

議長	<p>次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年7月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権の設定等を行うものになります。</p> <p>まず、第1号件からご説明いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は、農業振興地域整備計画策定当初から農用地区域外農地とされており、10ha以上の連坦性がある農地であることから、第1種農地と考えております。</p> <p>第1種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされております。</p> <p>こちらは、集落に接続する住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>また、こちらは使用貸借権を設定する案件で、権利の存続期間は35年間です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>住宅及び車庫並びに物干し場を合せた建築面積は207.29㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>なお、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第2号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年7月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。こちらは所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>申請地は農用地区域外農地で、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件は集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は108.06㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
砂川委員	それでは報告させていただきます。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第1号議案第2号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、第3号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年7月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。こちらは所有権移転の案件で、転用目的は従業員駐車場の敷地拡張です。</p> <p>申請地は、農業振興地域整備計画策定当初から農用地区域に指定されていない農地で、10ha以上の連坦性がある農地であることから、第1種農地と考えております。</p> <p>第1種農地は原則不許可とされておりますが、既存敷地の拡張は、例外的に認められております。</p> <p>但し、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を超えないものに限定されております。</p> <p>本件は、22,213㎡ある既存敷地の2分の1を超えない程度である3,727㎡の敷地を拡張する案件になりますので、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>既存駐車場敷地は、令和2年3月13日付けで許可を取得して整備したもので、その一部が調整池機能を有しています。</p> <p>そこは、調整池の機能を発揮するものの、多少の雨で冠水してしまい、駐車場として利用できていないのが現状です。</p> <p>そのため、調整池兼駐車場は駐車場機能を廃止し、調整池として利用することにしたそうですが、165台分の駐車スペースが失われることになることから、新たな駐車場を確保すべく、今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請地には137台分の駐車スペースしか確保できず、申請地を駐車場として利用しても、現在の駐車可能台数を補うことができない程度であることから、規模が過大とは考えておりません。</p> <p>また、周囲には、コンクリートブロックやメッシュフェンスを新設し、被害防除を行う計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>また、調整池兼駐車場には、雨水が30～40cm程度溜まっており、とても駐車場として利用できる状態ではなかったことが確認できました。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。</p>

	<p>現地調査資料の 25 ページには、既存駐車場の使用状況を確認できる写真があり、26 ページには、冠水状況が確認できる写真がありますので、ご確認ください。</p>
議長	<p>現況が確認できる写真があるとのことですが、何か意見や質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第 1 号議案第 3 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1 号議案第 4 号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 4 号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の 1 ページと、令和 3 年 7 月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。こちらは使用貸借権を設定する案件で、権利の存続期間は許可後 30 年間です。転用目的は、自己用の住宅敷地です。</p> <p>本件は令和 2 年 11 月の除外申出案件で、申請地は令和 3 年 7 月 7 日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>また、10ha 以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と考えております。</p> <p>こちらは、集落に接続する住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は 101.89 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>なお、隣地農地との境界には、被害防除として高さ 1m の柵板を新設する計画です。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第 1 号議案第 4 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p>

	<p>第1号議案第4号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局に説明していただきますが、この案件につきましては、委員の中に「農業委員会等に関する法律」第31条第1項で定められた、「農業委員会の委員又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない」との規定に該当する委員が含まれておりますので、該当する委員の本案件審議中の退室を求めます。</p> <p>（倉持委員退室）</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年7月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、2筆です。</p> <p>どちらも新規のもので、利用権の設定期間は3年間です。</p> <p>利用権を設定する土地の合計面積は、1,794㎡となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>対象地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>退室した委員に入室するよう伝えてください。</p> <p>（倉持委員入室）</p>

議長	<p>続きまして、第3号議案「桶川農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきますので、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>表紙を1枚お捲りいただきますと、除外申出一覧がございます。</p> <p>令和3年5月に受け付けた農用地区域の除外申出は、自己用住宅が6件、駐車場敷地が1件の計7件です。</p> <p>本日ご欠席の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からは、ご意見ご質問等が寄せられませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>それではまず、第1100号件について説明させていただきますので、資料の1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅を建築するためで、除外後の農地区分は、第1種農地と考えております。</p> <p>こちらは、事務所等を含む集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>農地法第13条第2項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>建築面積は150.29㎡で、排水計画は合併浄化槽より既存排水桝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックとあぜ板を新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の6親等以内の親族が、桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可見込みがあることは、既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1100号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1100号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1101 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第 1101 号件について説明させていただきますので、資料の 6 ページから 10 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅を建築するため、除外後の農地区分は、第 2 種農地と考えております。</p> <p>第 2 種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件は集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>農地法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>建築面積は 138.83 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックもしくは認定擁壁を新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の 6 親等以内の親族である地権者が、桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可見込みがあることは、既に確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1101 号件について何か質問等ありますか。</p>
砂川委員	<p>補足なのですが、申請地はもともと田んぼだったので、他の土地に比べて地盤が緩いと思います。</p> <p>住宅を建築して、地盤沈下しないか心配です。</p>
事務局	地盤が緩いことについては、代理人も承知しています。



	<p>土地利用計画図には、「認定擁壁の可能性あり」と記載されております。</p> <p>今後、農地転用等の許可申請を行うにあたり、地盤調査をすることになりますが、その結果次第では、認定擁壁を設置する可能性があるということです</p> <p>砂川委員が仰るように、地盤が緩いと沈下してしまう恐れがありますので、念のため申出者にも、その旨を伝えようと思います。</p>
議長	<p>そうですね。</p> <p>念のため、事務局から申出者に直接話すようお願いします。</p>
議長	<p>他に意見や質問等がありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1101 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1102 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1102 号件について説明させていただきますので、資料の 11 ページから 15 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅を建築するためで、除外後の農地区分は、第 1 種農地と考えております。</p> <p>こちらは、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>農地法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>建築面積は 96.67 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除として地先ブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の 6 親等以内の親族が、桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可見込みがあることは、既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1102 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1102 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1103 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1103 号件について説明させていただきますので、資料の 16 ページから 20 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅を建築するため、除外後の農地区分は、第 1 種農地と考えております。</p> <p>こちら、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>農地法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>建築面積は 73.28 ㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に接続する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、コンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の 6 親等以内の親族が、桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可見込みがあることは、既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1103 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1103 号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1104 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第 1104 号件について説明させていただきますので、資料の 21 ページから 25 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅を建築するためで、除外後の農地区分は、第 1 種農地と考えております。</p> <p>こちらも、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>農地法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>建築面積は 60.46 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の 6 親等以内の親族が、桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可見込みがあることは、既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1104 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1104 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1105 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1105 号件について説明させていただきますので、資料の 26 ページか

	<p>ら 30 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅を建築するため、除外後の農地区分は、第 1 種農地と考えております。</p> <p>こちら、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>農地法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>建築面積は 72.87 ㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、申出者の 6 親等以内の親族である地権者が、桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可見込みがあることは、既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1105 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1105 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1106 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1106 号件について説明させていただきますので、資料の 31 ページから 36 ページをご覧ください。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は駐車場を整備するため、除外後の農地区分は、第 3 種農地と考えております。</p> <p>その理由は、申出地から 300m 以内に 2 つの医療施設があり、前面道路にガス管及</p>

	<p>び水道管が埋設されているからです。</p> <p>第3種農地は原則許可することとなっており、周囲に被害を及ぼさないと認められる場合、農地転用はやむを得ないと考えています。</p> <p>本件は、自宅兼事務所の敷地を拡張して駐車場を整備する案件であり、周囲が宅地に囲まれていることから、周囲に被害を及ぼすことはないと考えております。</p> <p>既存敷地を拡張することができる土地が申出地のみであるため、農地転用はやむを得ないと考えております。</p> <p>農地法第13条第2項各号の要件を全て満たすと判断した理由については、変更後の使用目的に係る資料に記載のとおりです。</p> <p>また、隣地との境界には、既にコンクリートブロックが設置されており、被害防除策は講じられております。</p> <p>なお、先日程行われた四者協議において、桶川市建築課から「この住宅は専用住宅として建てられた建物であり、自宅兼事務所に用途を変更した履歴はありませんので、都市計画法に違反しています。」との指摘がありました。</p> <p>そのため、代理人にその旨を伝え、しかるべき対応をいただいているところであります。</p> <p>都市計画法違反の状態が解消、もしくは解消の見込みが立った後に、除外の手続きを進める予定です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1106号件について何か質問等ありますか。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。</p> <p>本件については、都市計画法上の問題が関係していることから、「都市計画法上の問題が解決されたら」という条件付きで、審議していただければと思います。</p>
議長	<p>「都市計画法上の問題が解決されたら」という条件付きでの審議とのことですが、その問題以外で何か意見や質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1106号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。  事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページをご覧ください。  報告件数は2件です。  転用目的は、住宅敷地及び位置指定道路が1件、歯科医院併用住宅が1件です。  なお、令和3年7月2日から同年7月9日までの専決処分となっております。</p> <p>続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページをご覧ください。  報告件数は9件で、全て所有権移転が伴う住宅敷地です。  なお、令和3年6月25日から同年7月16日までの専決処分となっております。  事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。  今回の現地調査は、令和3年8月17日（火）の午前9時から、第1班の班長と会長の2名で行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。  また、今回の農業委員会総会は、令和3年8月25日（水）の午後2時から、市役所3階の会議室304でAグループが行いますので、Bグループの皆様はご注意ください。  事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。  慎重審議ありがとうございました。  事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。  それでは、砂川委員に閉会をお願いいたします。</p>
砂川委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時26分</p>